

埼玉県公安委員会告示第180号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により認定した者から、
運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1
項の規定に基づく変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

令和5年10月20日

埼玉県公安委員会委員長 工藤由起子

変更事項	変更前	変更後
施設の名称	ファインモータースクール指扇	ファインモータースクール西大宮